

町田市福祉のまちづくり総合推進 条例施行規則の改正概要について

地域福祉部 福祉総務課

バリアフリー法施行令及び 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正

- 国は、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設(町田市は「障がい者用駐車区画」)・車椅子使用者用部分(劇場等の観覧スペース)に関する移動等円滑化基準を改正。
(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)
- 都も同様に基準が同等以上となるよう改正
(令和7年7月31日公布、令和8年1月1日施行)

	改正前の国及び都の基準	改正後の国及び都の基準
車椅子使用者用便房	建築物に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。	原則、 <u>建築物の階ごと(各階)</u> に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。
車椅子使用者用駐車施設	駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。	<u>駐車施設の数に応じ、一定数以上</u> の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
車椅子使用者用部分 (劇場等の観覧 スペース)	国:基準なし 都:客席毎に1以上、車椅子使用者用部分を設ける。	<u>座席数に応じ、一定数以上</u> の車椅子使用者用部分を設ける。

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則改正の方向性

- 都の規則とほぼ同等の基準とする。(すでに基準を満たしているものは原則そのまま)

(1)トイレに係るバリアフリー基準の見直し

【遵守基準及び整備基準】

現在、建築物に1以上の設置を求めている車椅子使用者用便房について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと(各階)に1以上の設置を求めることがあります。

(2)駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

【整備基準】

現在、遵守基準と同等の「障がい者用駐車区画」の設置について、当該基準を見直し、原則、駐車場に設ける駐車台数の総数の2%以上の設置を求めることがあります。※遵守基準については変更なし

(3)劇場等(映画館、観覧場等含む)の客席に係るバリアフリー基準の見直し

【遵守基準及び整備基準】

現在、劇場等客席の座席数のうち2%以上の設置を求めていた車椅子使用者用部分について、座席数に応じた数の車椅子使用者用部分の設置を求めることがあります。

遵守基準:不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物(特定都市施設)において
新設・改修時に遵守すべき基準

整備基準:不特定若しくは多数が利用する建築物(都市施設)において努力義務となる基準

※なお、市の設置する特定都市施設については、整備基準等マニュアルに掲げる望ましい整備の項目を原則として満足することとしています。

(1)－1 不特定多数利用便所(一般用トイレ)

■ 原則として、設置数を「各階に1以上」に義務付け

(例) <遵守基準> (新設・改修時に遵守すべき基準)

施設の用途(一部)	現行基準		改正基準	
	建物の規模	遵守基準	建物の規模	遵守基準
学校、病院等、公会堂、保健所、税務署その他官公署、福祉施設、文化施設、公衆便所			全ての規模	
物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス店舗	義務付けなし		延べ床面積 200m ² 以上	各階に1以上 (ただし、規則上設置しないことがやむを得ないとする階を除く。)
興行施設、展示施設等、宿泊施設、運動施設又は遊技場等			延べ床面積 1,000m ² 以上	
<u>事務所、共同住宅等、公共用歩廊、地下街、複合施設</u>			延べ床面積 2,000m ² 以上(※)	

※下線部の用途について示されている延べ床面積の規模は、不特定多数利用便所の設置数についてのみ適用されるものであり、そのほかの市福まち規則で定める遵守基準を免れるものではありません。

(1)－2 車椅子使用者用便房(バリアフリートイレ)

■ 原則として、設置数を「建物に1以上」から「各階に1以上」とする。

(例) <遵守基準> (新設・改修時に遵守すべき基準)

施設の用途(一部)	現行基準		改正基準	
	遵守基準	建物の規模	遵守基準	遵守基準
学校、病院等、公会堂、保健所、税務署その他官公署、福祉施設、文化施設、公衆便所		全ての規模	<u>各階に1以上</u>	
物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス店舗		延べ床面積 200m ² 以上	<u>各階に1以上</u>	
興行施設、展示施設等、宿泊施設、運動施設又は遊技場等		延べ床面積 1,000m ² 以上	<u>各階に1以上</u>	
事務所、共同住宅等、地下街、複合施設	建物に1以上	延べ床面積 1,000m ² 以上 2,000m ² 未満	建物に1以上	
公用歩廊		延べ床面積 <u>2,000m²以上</u>	<u>各階に1以上</u>	
		延べ床面積 2,000m ² 以上	<u>各階に1以上</u>	

(2)障がい者用駐車区画

■ 【整備基準】

現在、遵守基準と同等の「障がい者用駐車区画」の設置について、当該基準を見直し、原則、駐車場に設ける駐車台数の総数の2%以上の設置を求めることとする。

	改正前(整備基準)	改正後(整備基準)
障がい者用駐車区画の数	全駐車台数が150: 3以上 全駐車台数が250: 4以上 全駐車台数が350: 5以上	全駐車台数が150: 3以上 全駐車台数が250: 5以上 全駐車台数が350: 7以上

■ 【遵守基準】(改正なし)

全駐車台数が200以下の場合:当該駐車台数の総数の2%以上

全駐車台数が201以上の場合:当該駐車台数の総数の1% + 2以上

(3)劇場等(映画館、観覧場等含む)の車椅子使用者用部分

■【遵守基準及び整備基準】

現在、劇場等客席の座席数のうち2%以上の設置を求めていた車椅子使用者用部分について、座席数に応じた数の車椅子使用者用部分の設置を求ることとする。

①座席数が100以下の場合:2

②座席数が101以上200以下の場合:当該座席数の2%以上

③座席数が201以上の場合:当該座席数の1% + 2以上(国・都に対応)

	改正前(整備基準)	改正後(整備基準)
車椅子使用者用部分の箇所数	①50席の客席: 1箇所以上 ②150席の客席: 3箇所以上 ③600席の客席: 12箇所以上	①50席の客席: 2箇所以上 ②150席の客席: 3箇所以上 ③600席の客席: 8箇所以上

その他、詳しい解説については、
国の「便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて」
や、都の「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」も合わせてご参照ください。

【国】「便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて」
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf>

【都】ホームページ「福祉のまちづくり」
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri>

町田市の整備基準等マニュアルについては現在改訂を行っております。
ご不明点がある場合は、福祉総務課(042-724-2133)までご連絡ください。
お手数をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願ひします。

